

水防倉庫所在地及び鍵保管場所

令和7年1月現在

水 防 倉 庫 名	所 在 地	鍵 保 管 場 所
第1水防倉庫	立川町1丁目19	消防署(88-0400)
第2水防倉庫	北郷町東野 北郷まちづくり会館	北郷まちづくり会館(89-1001)

水防資機材在庫明細

令和7年1月現在

資 機 材 名	倉 庫 別	
	第1水防倉庫	第2水防倉庫
土のう用袋	1950袋	
土砂入土のう用袋	1350袋	
竹	40本	
むしろ	65枚	
縄	9丸	
古畳	20枚	5枚
10番軟線	100kg	75kg
10番鉄線	75kg	50kg
8番鉄線	75kg	50kg
12番鉄線	25kg	
かます	70枚	140枚
杭	90本	60本
鉄杭	50本	
麻袋		300枚
丸太	165本	50本
唐鍬	17丁	1丁
スコップ	70丁	10丁
クレモナロープ	13本	
担い棒	12本	
砂利籠	7箇	
鎌	35丁	1丁
鋸	5丁	
シノー	35丁	
ボルトクリッパー	18丁	
まさかり		1丁
かけや	8丁	
ハンマー	7ヶ	
ペンチ	7丁	
縄もっこ	45箇	
がめ鍬	5丁	
つるはし	5丁	
なた	8丁	
大型土のう袋	50袋	
ビニールシート	60枚	
一輪車	7台	

防災資機材・食糧等分散備蓄物資等一覧表

令和7年1月

防災資機材

保管場所	資機材名	数量	備考
市庁舎 防災資機材倉庫	ブルーシート	136 枚	
	投光機	4 個	
	スタンド(投光機用)	2 本	
	つるはし	5 本	
	角底スコップ	45 本	
	剣底スコップ	10 本	
	大ハンマー	3 本	
	一輪車	5 台	
	空気入れ	1 本	
	工事用バリケード	3 基	
	懐中電灯	30 個	
	テント (2×3)	3 組	
	ヘルメット	40 個	
	スノーダンプ	35 台	
	土のう袋	1,500 枚	
	災害救助用工具セット	2 セット	
	発電機(小型)	3 台	
	チェーンソー	2 台	
	ハンドメガホン	14 基	
克雪センター	チェーンソー	1 台	
各まちづくり会館、 コミュニティセンター	発電機(小型)	9 台	
	中型除雪機	9 台	
	災害用簡易トイレセット	24 セット	
市民交流センター	中型除雪機	1 台	
ジオアリーナ	中型除雪機	1 台	
	大型除雪機	1 台	
	低圧LPガス発電機	20 基	
	可搬型LPガス発電機	1 基	
浄化センター	災害用プライベートルーム	3 張	
	マンホールトイレ	5 基	
	トリプルエース	1 基	
	オストメイトトイレ	1 基	
立川水源地	災害用給水タンク	5 基	

食糧

保管場所	食糧名	数量	備考
市役所	ビスケット	3,400 食	
	白飯、わかめご飯	2,100 食	
	副菜	300 食	
	えいようかん	250 食	
各まちづくり会館、 コミュニティセンター	ビスケット	900 食	
	副菜	900 食	
	えいようかん	750 食	
	飲料水	216 本	
ジオアリーナ	ビスケット	600 食	
グリーンヒル上野	飲料水	10,776 本	

勝山市大規模災害時における 物資供給計画対応マニュアル

令和 年 月
勝山市

【目次】

I 基本方針	2
II 備蓄対策	3
1 備蓄及び家庭・地域内備蓄の基本的な考え方	3
2 備蓄目標	4
3 整備（購入）計画	7
4 家庭内備蓄について	8
5 地域内備蓄について	9
III 協定による物資供給について	10

I 基本方針

本マニュアルは、勝山市において大規模災害により、被災地外からの支援が行き届かないことを想定した備蓄対策とともに、避難所開設が長期間に及ぶ可能性があり、継続的に物資を供給する必要が生じた場合に、被災した市民等に対して物資を円滑に供給するため、関係機関への支援要請や物資受入れ・配送拠点の設置・運営等について具体的な手順を示したマニュアルである。

マニュアルは、勝山市地域防災計画の「食料供給計画」「衣料、生活必需品その他物資供給計画」に基づき、本市が実施すべき備蓄対策や物資受入れ・配送業務等の手順を示したものであるが、防災関係機関、民間団体や事業者の協力・連携がなければ円滑な物資供給ができないため、関連する部分については協力頂く防災関係機関、民間団体、事業者の役割の概要も記している。

基本方針

- (1) 民間との物資供給、輸送等に関する災害協定や自治体間の相互応援協定を活かした物資受入配送対策とする。
- (2) 各家庭、地域、企業等に災害発生から最低でも3日分、出来れば1週間分程度の備蓄促進を強化する。
- (3) まちづくり会館等に設置している分散備蓄物資は指定避難所へ配給する。また、指定避難所以外の被災者へも物資配給ができる体制を整備する。
- (4) 避難者想定数及び上記を踏まえ、女性、子ども、高齢者、障害者等の災害弱者の視点を考慮し、災害初動時に必要となる非常食、生活物資、資機材等の備蓄対策とする。
- (5) 災害対策本部、地区災害対応支部は、指定避難所をはじめ地区内の避難・被災者の情報把握に努め、物資ニーズをwebexや移動系IP無線により発注し、物資供給班、物資配送チームと連携し物資供給を行う体制を整備する。

Ⅱ 備蓄対策

Ⅰ 備蓄及び家庭・地域備蓄の基本的な考え方

大規模災害発生時には、物流・流通機能等が停止し、災害発生から1週間程度は、被災地外からの支援が行き届かないことや被災地のニーズを的確に収集することが困難な状況が続くことを想定しておかなければならず、この間は、住民、事業者、行政を含めた備蓄や、区域内における民間協定事業者等からの調達を中心とした物資の供給体制を整備することにより、被災地域内で自立することが求められる。

災害発生時に、被災者の住宅に対する危険が予想される場合や住宅の損壊・消失等により生活の場が失われた場合、「指定避難所」が一時的な生活の場所となる。このような状況を踏まえ、避難所へ避難した住民への対応を中心として、日頃から被災直後に必要な物資等を備えておくことが必要である。

また、「自助」「共助」の視点から、家庭における非常持出品等の備蓄が重要であり、いつでも持ち出すことができるよう、備えを呼びかけていく必要があり、各地区の出前講座など、さまざまな機会を捉えて、家庭内備蓄の充実について市民に対し継続的に啓発していくとともに、自治会や自主防災組織等の平常時の活動においても、広報周知を行い、各家庭や地域、企業における備蓄を促進する。さらに、避難に際しては、防寒・寝具・食糧や生活必需品等を持参するよう促す。

「備蓄品の整備の考え方」

「令和6年能登半島地震」では指定避難所以外の自主避難所や車両等の場所に多数の避難者が発生した。

大規模災害時に必要な備蓄物資等について、避難者数を1,775人と想定し備蓄対策を講じる。

指定避難所であるまちづくり会館・コミュニティセンター10箇所に備蓄を行い、発災初動時の避難者への支援を行う。

しかし、全ての備蓄を行政（公助）が行うことは不可能であることから、行政の備蓄する物資の品目、数量を周知し、不足する分については、家庭内（自助）及び地域内（共助）による備蓄を啓発していく。

2 備蓄目標

(1) 備蓄目標の考え方

- 備蓄する品目は、非常食、飲料水、生活必需品、資機材とし、災害弱者の視点を踏まえた品目とする。
- 行政で備蓄すべき数量を避難者想定者数の1,775人分とし、民間等との応援協定による流通備蓄、家庭・地域内での備蓄促進等を踏まえ、非常食、飲料水は災害時の壁としている72時間（3日）分とする。

【今までの備蓄基準】

勝山市では、県が定める基準量に基づき、食料、飲料水、毛布、トイレを備蓄しています。阪神淡路大震災における避難所生活者の割合が22%であったことを踏まえ、福井県地震被害予測調査が想定する県内の避難者265,000人のうち22%の58,000人が県内の避難生活者と想定し、この58,000人を17市町の人口で割り返した1,775人が勝山市の避難者数の想定としており、下記のとおり備蓄をしてきました。

【食料】

1日分である3食のうち、市が3分の2である2食分、県が3分の1である1食分

勝山市 3,550食 県 1,775食

【飲料水】

1日分である3リットルのうち、市が3分の2である2リットル、県が3分の1である1リットル

勝山市 3,550リットル 県 1,775リットル

【毛布】

1人1枚分である1,775枚のうち、市が約3分の2、県が約3分の1

勝山市 1,181枚 県 594枚

【トイレ】

発災時に必要なトイレを50人に1基とし、全体の36基のうち、市が3分の2、県が3分の1

勝山市 24基 県 12基

(2) 備蓄目標数量

ア 食料

① アルファ米・レトルト副食・えいようかん等

《対象：3 歳から69 歳まで》

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 68.01\% \times 3 \text{ 食分} \times 3 \text{ 日} = 10,863 \text{ 食}$

② おかゆ・アレルギー対応食《対象：1 歳, 2 歳及び70 歳以上》

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 31.60\% \times 3 \text{ 食分} \times 3 \text{ 日} = 5,049 \text{ 食}$

③ ミルク《対象：0 歳》

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 0.38\% \times 5 \text{ 食/日} \times 3 \text{ 日} = 90 \text{ 食}$

① + ② + ③ $\div$ 16,002食

イ 飲料水

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 3 \text{ 日分} (1 \text{ 日分}) \times 3 \text{ 日} = 15,975 \text{ 日分}$

ウ 生活必需品

① 毛布

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} = 1,775 \text{ 枚}$

レスキューシート

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} = 1,775 \text{ 枚}$

② 紙おむつ

・乳幼児用《対象：0 歳から3 歳》

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 3.76\% \times 3 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} = 575 \text{ 枚}$

・大人用《要介護の高齢者を想定》

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 0.5\% \times 8 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} = 213 \text{ 枚}$

③ 生理用品《対象：10 歳から55 歳女性》

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 21.48\% \times 3/30 \times 8 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} = 911 \text{ 枚}$

④ 携帯トイレ・簡易トイレ

【目標数量】 発災当初に必要となる「50人に一基」を備蓄する。 36 基

$$1,775 \text{ 人} / 50 \text{ 人} = 36 \text{ 基}$$

⑤ 入浴施設

【目標数量】 50人に一基とし、男女別とする国の基準を基に検討する。

⑥ トイレットペーパー

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 0.18 \text{ 巻} \times 3 \text{ 日} = 959 \text{ 巻}$

【参考】 目標数量算定根拠

年齢区分	割合	適用
3歳から69歳まで	68.01%	アルファ化米 乾パン・栄養補助食品
1歳、2歳及び70歳以上	31.60%	おかゆ、クッキー
0歳	0.38%	ミルク
0歳から3歳	3.76%	乳幼児用紙おむつ
要介護の高齢者数	0.5%	大人用紙おむつ
10歳から55歳女性	21.48%	生理用品

※割合は、勝山市住民基本台帳（令和6年4月1日現在）に基づき算定。

※要介護の高齢者数は、内閣府「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和5年5月）」を参考に算定

3 整備（購入）計画

整備（購入）計画を次のとおり定める。目標数量については別途、年次計画をたて整備していく。

1 食料・生活必需品

賞味期限等に応じ、計画的に購入する。

（1）アルファ米・おかゆ・アレルギー対応食・長期保存パン等

5年以上の賞味期限を有するものを購入する。有効期限が1年未満については、地域の防災訓練、防災講座等において有効活用を図り、ローリングストックする。

（2）ミルク

18か月の賞味期限を有するものを購入する。

（3）毛布・レスキューシート

長期保存ができるよう、真空パックした毛布を購入する。また保温対策としてレスキューシートを活用する。

（4）紙おむつ・生理用品・トイレットペーパー

大人用の紙おむつについて、仕様は汎用性が高いものを購入する。

紙おむつ（大人用・乳幼児用）、生理用品及びトイレットペーパーなど、生活必需品については、衛生面を考慮して、定期的に購入する。

2 飲料水

5年間以上の消費期限を有するものを購入する。市主催イベントや、地域の防災訓練、防災講座等において有効活用を図り、ローリングストックする。

3 資機材

資機材のうち、充足していないものを優先して整備していく。その他、備蓄に適さない資機材については、災害時物資等供給に関する協定に基づき、応援を要請する。

4 家庭内備蓄について

(1) 備蓄食料の条件

備蓄食料は、最低でも3日分、出来れば1週間分程度を確保する。

次のような条件を満たしたものが、備蓄食料として適する。

- ア 日常生活にも使え、なおかつ長期間保存に耐えられるもの
- イ 調理にあまり手間のかからないもの
- ウ 持ち運びに便利なもの
- エ 必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの

(2) 家庭での備蓄に適した食料・飲料水

主食

- レトルト主食 ○米 ○個包装もち、○アルファ化米 ○乾パン
- 即席めん ○クラッカー、シリアル類、○乾めん(うどん、そば、そうめん等)

主菜

- 魚・肉缶詰 ○レトルト肉料理、○シチュー類缶詰

飲料

- ミネラルウォーター ○お茶類(ペットボトル・缶) ○スポーツ飲料
- スキムミルク

その他

- 粉ミルク ○ベビーフード等、乳幼児や高齢者の食べられるもの

(3) 非常用持ち出し品

- 通帳・印鑑 ○衣類・タオル・軍手・毛布
- 救急医療品・常備薬・消毒液・お薬手帳・石鹸
- 携帯電話・充電器 ○現金 ○免許証・健康保険証など
- ラジオ・懐中電灯・電池 ○簡易トイレ ○スリッパ
- 使い捨てカイロ ○万能ナイフ ○笛 ○メガネ・コンタクト
- トイレットペーパー、ウェットティッシュ ○生理用品
- マスク・体温計 ○アルコール消毒液 ○ビニール袋

5 地域内備蓄について

(1) 自主防災組織、区

自分たちのまちは自分たちで守るため、地域住民が連携し、協力しあって自主防災組織を結成し、日頃から万が一の場合に備えた防災資機材（救護用具、備蓄食料など）の共同購入や防災訓練を積み重ねることが重要である。

(2) 企業における備蓄

企業等は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止などに取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震等の災害が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資機材を備蓄し、防災訓練を実施する必要がある。

また、災害時における従業員との連絡方法を定め、最低でも3日分、出来れば1週間分程度の備蓄等を推進し、災害が発生した場合には、住民と協力し、周辺地域における防災活動を行うことが求められる。

出前講座などを通じて、企業内備蓄の充実に向けた啓発活動を実施していくことが重要となる。

Ⅲ 協定による物資供給について

本市では、企業や近隣市町等とあらかじめ協定を締結し、災害時に、必要な物資を調達する体制を構築している。

現在、流通や飲食関係業者と物資（食料・生活必需品）及び資機材等に関する協定を締結しているが、一層、協定の締結を進めていく。

また、大災害時における物資供給について、直接、各避難所へ物資を配給できるか等の具体的な方法についての協議や訓練等への参加を行い、物資供給体制を強化していく。

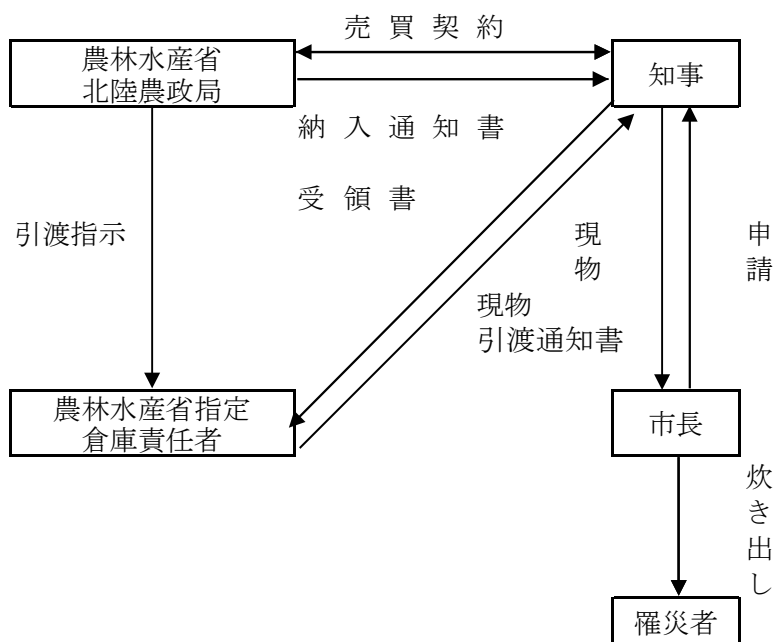
緊急物資調達関係機関一覧表

令和7年1月

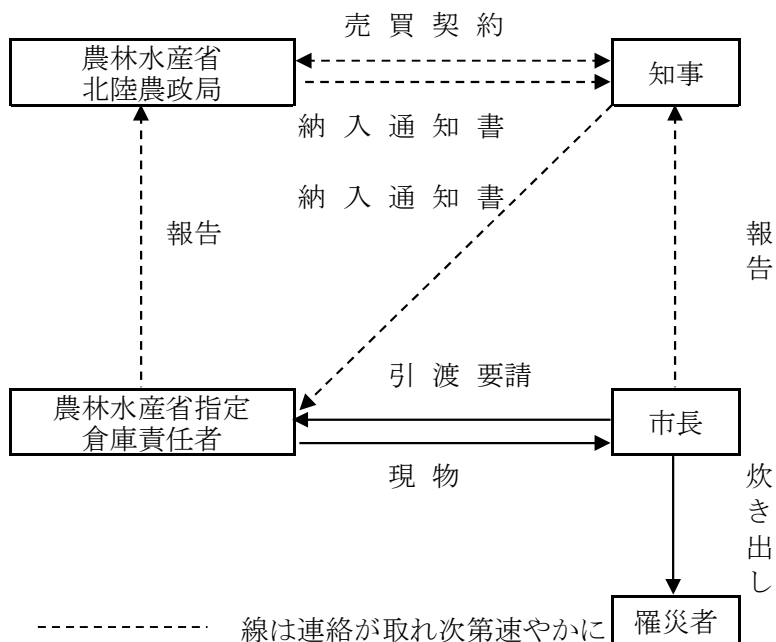
組織名	代表者名	住所	電話番号	調達物資
勝山センイザッカ組合	塩見 聡	元町1丁目11-34	88-0647	寝具、衣服、その他 日用雑貨品等

災害救助法の適用を受けた場合の炊き出し用米穀の供給経路図(政府直売分)

○知事の指示が受けられる場合



○知事の指示が受けられない場合及び農政事務所に連絡が取れない場合



災害対策用乾パンの供給要請を受けた場合における供給経路図

